

持続可能な栽培漁業推進事業費補助金交付要綱

令和2年3月11日第201900314865号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、持続可能な栽培漁業推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、アワビ又はサザエ又はその両方(以下「アワビ等」という。)について将来の漁業者のために資源管理等について、持続可能な栽培漁業推進事業実施要領(令和2年3月11日第201900314865号鳥取県農林水産部長通知)により認定された計画(以下「推進計画」という。)に基づく実践活動を行う漁業協同組合に対し、アワビ等の放流用種苗の購入費を支援することで持続可能な栽培漁業の体制を構築・維持することにより、本県の漁業振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(1円未満を切り捨て)以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第6欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(1円未満を切り捨て)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16 条第2項後段、第17条、第 25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費 補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに、別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 市町村長は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 市町村長は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 市町村長は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1	間接補助事業	推進計画に基づく実践活動
2	事業実施主体	漁業協同組合
3	間接補助対象経費	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会が販売する放流用アワビ、サザエ種苗の購入経費
4	間接補助率	アワビ：5/12、サザエ：1/2
5	間接交付主体	市町村
6	補助率	アワビ：1/4、サザエ：1/3
7	間接補助事業の重要な変更	(1) 間接補助対象経費の増額 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度持続可能な栽培漁業推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業主体

3 事業内容

対象種苗	内容（数量・単価）	事業費	負担区分		
			県	市町村	その他
アワビ		円	円	円	円
サザエ					
合計					

4 事業完了（予定）年月日
令和 年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免除事業者」のいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(1) 事業計画書に添付する書類

ア 放流予定場所位置図

イ 持続可能な栽培漁業推進事業実施要領（令和2年3月11日付第201900314865号鳥取県農林水産部長通知）（以下「要領」という。）第3の4の規定による認定通知書の写し。

(2) 実績報告書に添付する書類

ア 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会から種苗を購入したことを証する書類

イ 放流場所位置図

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度持続可能な栽培漁業推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県補助金	円	円	円	円
市町村費				
その他				
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
持続可能な栽培漁業推進事業	円	円	円	円
計				

様

鳥取県知事 氏 名 印

年度持続可能な栽培漁業推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった持続可能な栽培漁業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、持続可能な栽培漁業推進事業費補助金交付要綱（令和2年3月11日付第201900314865号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第4項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

職氏名 印

年度持続可能な栽培漁業推進事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった持続可能な栽培漁業推進事業費補助金について、持続可能な栽培漁業推進事業費補助金交付要綱（令和2年3月11日付第201900314865号鳥取県農林水産部長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。